

第3編 津波災害対策計画

第1章 津波災害予防計画

第1 津波災害に強い県土づくり

津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し最小限に止められるよう、津波災害に強い県土づくりを実現する必要がある。

そのため、県、市町村及び防災関係機関は、津波災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

第1節 津波災害の予防

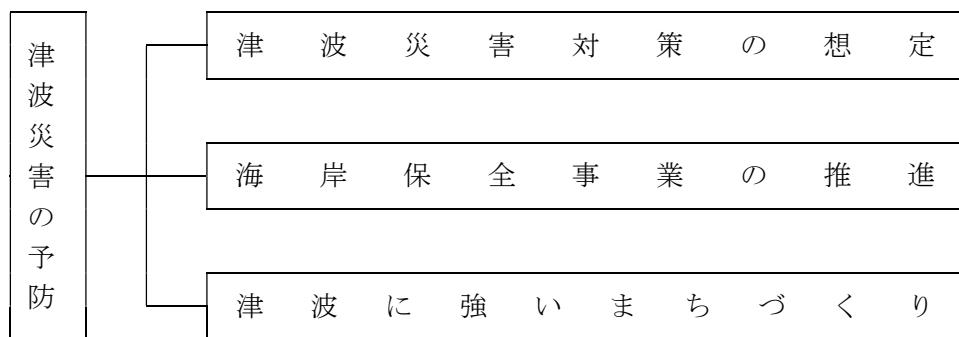
第1 基本的な考え方

1 趣旨

本県は長い海岸線を有することや、過去、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震に見られるように、津波による被害を受けてきたことから、津波災害に対する予防措置を推進しておく必要がある。

そのため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視体制、地震・津波に関する警報・注意報、避難指示（緊急）等の情報伝達体制及び避難先（津波避難ビル等を含む）・避難路・避難階段等の整備・確保に努め、津波に対する知識の普及啓発を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 県内の地域によって沿岸部の地形及び地盤高、沿岸部の市街化状況、海岸保全施設や避難施設等の整備状況等が大きく異なり、地域ごとに津波の被害を受ける要因や内容が異なってくる。したがって、これらの地域特性等に対応した津波対策を実施していく必要がある。
- (2) 津波による漂着物の堆積等により交通が遮断され、孤立地区が発生するおそれがあるため、第2編第1章第24節「孤立地区対策」に定めるところにより、通信手段の確保、物資供給体制と救助体制の確立、孤立に強い地区づくり、道路寸断への対応など必要な対策を行う必要がある。
- (3) 水防計画の策定に当たっては、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

第2 津波災害対策の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難先（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じる。

(2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設整備等地域の状況に応じた対策を講じる。

第3 海岸保全事業の推進

1 海岸における津波浸水想定箇所の把握

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

(1) 現況

本県は、沿岸部や島しょ地域があり、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震で負傷者や家屋の浸水が生じるなど、過去の地震時に津波の影響を受けたことがある。

(2) 対策

県及び沿岸市町村は、県において把握された海岸における津波浸水想定箇所について、関係市町村・住民への周知に努める。

2 海岸保全施設整備による津波に強い地域の整備

◆実施機関 県（農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

各海岸管理者は、津波による被害を軽減するため、必要に応じて、海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽度点検や耐震診断を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

第4 津波に強いまちづくり

県及び沿岸市町村は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。

1 土地利用の適正化

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部農地整備課、土木部用地対策課、道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、河川課、砂防課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課）、市町村

(1) 県及び沿岸市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難先（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(2) 県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定について、検討を行い、県及び沿岸市町村は必要な措置を講ずる。

また、県及び沿岸市町村は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(3) 沿岸市町村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、警報・注意報の伝達に関する事項、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

(4) 沿岸市町村は、津波防災地域づくり法を総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

(5) 県及び沿岸市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）及び指定避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図る。また、国は津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及び普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行う。

沿岸市町村は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

2 建築物・公共土木施設災害の予防

(1) 建築物の災害予防

ア 県及び沿岸市町村は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、ハザードマップ等を用い、都市計画部局等と防災部局との情報共有を進め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

イ 県及び沿岸市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(2) 危険物施設の災害予防

県及び関係機関は、津波による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上、津波に対する安全性の確保及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

第2節 情報伝達体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

県は平成11年度に総合防災情報システムを導入し、平成20年度、平成25年度に防災関係機関や県民への情報提供手段の強化・多様化等を図るため、システムの更新を実施しており、県、市町村及び防災関係機関により、今後も活用を図る。

また、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、県民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

2 対策の体系



第2 海面監視体制の確立

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

沿岸市町村は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されるまでに津波の襲来が予想されることから、気象庁の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、安全な場所で海面を監視する体制を確立する。

第3 情報伝達体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部農地整備課、水産課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

(1) 沿岸市町村は、住民に対し、津波警報等の夜間・休日の受信・伝達体制を確立しておき、沿岸住民への津波警報等の伝達手段として、市町村防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

(2) 津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保し、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、これらの機器の配置、固定方法等を十分に検討する。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

なお、住民に対しては迅速な避難行動がとれるようあらかじめ避難経路、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）を周知しておく。

(3) 県及び沿岸市町村は、連携して多数の人出が予想される海岸及び港湾等のレジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

また、多くの漁船が沖合の日本海へ出漁していることから、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。

(4) 沿岸市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、警報及び注意報の伝達方法を定める。

第4 潮位観測情報等伝達体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村

1 潮位観測システム

(1) 検潮所及び巨大津波計の整備

気象庁は、浜田市と隱岐の島町にそれぞれ検潮所及び巨大津波計を整備して運用中である。

(2) 波高計の整備

中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に設置され、昭和49年3月から観測が開始されている。

2 警報及び注意報等伝達体制の整備

(1) 気象庁は、地震・津波に関する警報及び注意報等に加えて、より詳細な図面情報を迅速に送るよう防災情報提供システムを整備した。

また、島根県総合防災情報システムと気象庁アドスとをオンラインで接続し、防災気象情報の提供を開始した。

(2) 関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

(3) 県、市町村、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する警報及び注意報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期する。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用（電波法第74条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

(4) 県及び市町村は、津波警報等の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

第5 広報体制の整備

1 県民への的確な情報伝達体制の整備

◆実施機関 県(広報部広報室、防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部情報政策課、農林水産部水産課)、市町村、西日本電信電話株式会社、防災関係機関)

- (1) 市町村は、被災者への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
なお、災害時に孤立が予想される地区は、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。
- (2) 放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、被害に関する情報や安否確認等の情報など、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- (3) 県、市町村及びケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- (4) 県と放送事業者は、地上デジタル放送の特性を活かした災害情報の広報について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- (5) 県、市町村及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。
- (6) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
提供する情報については、県・関係機関においてあらかじめ準備しておく。
- (7) 県は、総合防災情報システムにより、気象情報や各種観測情報を、ホームページ（しまね防災情報）を通じて一元的に提供する。
- (8) 県は、総合防災情報システムから、電子メールの配信により、登録を行った県民に気象情報や防災情報を提供する。
- (9) 県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び職員に対して震度速報及び大津波警報、津波警報、津波注意報が確実に伝わるよう、J-アラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、漁業無線、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (10) 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(11) 県は、災害等が発生した場合 J F しまねと協力しながら沖合に出漁している漁船等に対し迅速な情報伝達を行うため、J F しまね漁業無線局の通信の充実を図る。

2 災害用伝言サービス活用体制の整備

◆実施機関 県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、地域振興部情報政策課）、市町村、西日本電信電話株式会社、携帯電話各社）

一定規模の津波災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、県民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市町村は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、県及び市町村は関係機関と協議するなど検討しておく。

第3節 防災活動体制の整備

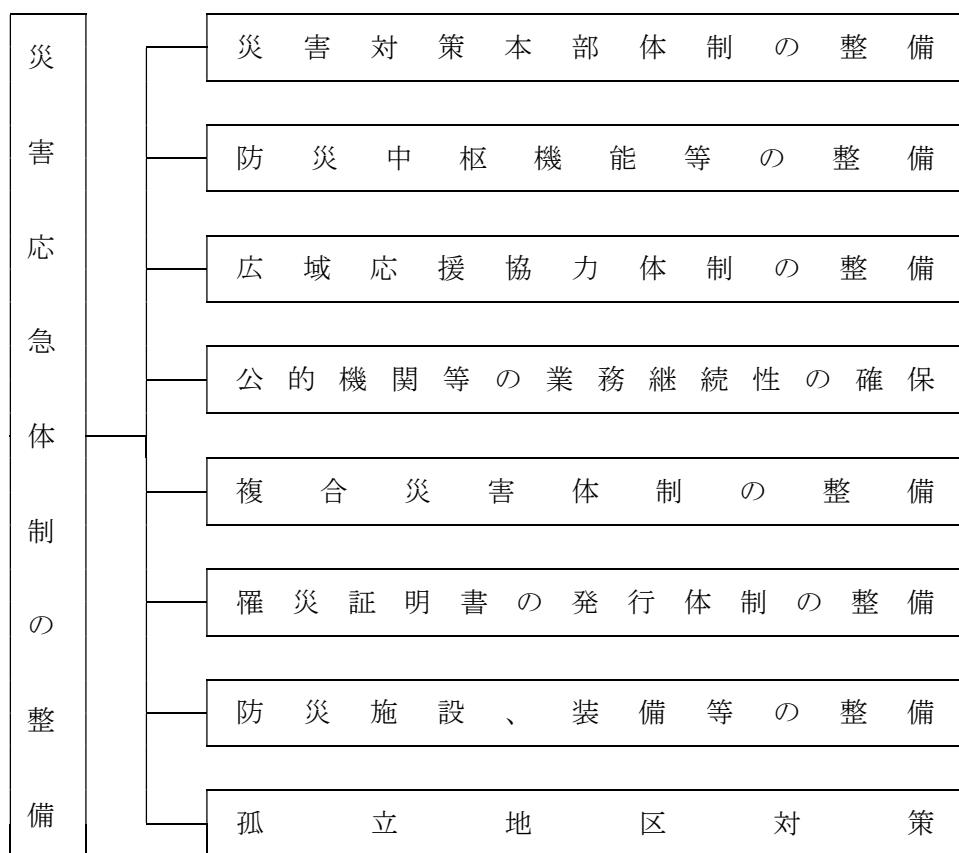
第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、県、市町村、防災関係機関相互の連携体制及び広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、県、市町村は指定緊急避難場所及び避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図る。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ災害時の迅速な初動体制を確立する。
- (2) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (3) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人才確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2 災害対策本部体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、市町村、防災関係機関

1 初動体制の整備

(1) 動員計画の策定

県、市町村及び防災関係機関は、津波災害時における職員の動員配備計画を定めておく。

ア 県は、本庁の各部（局）長、教育長及び地方機関の長が、あらかじめ定めた動員計画に従つて、責任者を定め、動員系統、動員順位、連絡方法、体制別動員対象要員を指名するなど各災害体制別の具体的な動員計画を定めて知事に提出する。また、変更した場合は、その都度届け出る。

イ 津波災害時の災害体制は、第2章第1節のとおりとし、津波災害第1～第3動員の人員は、各部・各班の業務量、業務内容を踏まえ、各部（局）長、教育長及び地方機関の長が別に定める。なお、動員体制の考え方は次のとおりとする。

（ア）第1動員：被害情報等の収集、関係機関等への情報伝達を行うことができる人数。

（イ）第2動員：必要な応急対応を実施できる人数（全体の半数を目安とし、各班の業務内容により増減）

（ウ）第3動員：全職員

ウ 市町村及び防災関係機関は、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

(2) 非常参集体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図る。

県は、事前に職員各自が参集基準を把握し、総合防災情報システムによる震度速報及び大津波警報、津波警報、津波注意報等の電子メール配信により参集対象職員が迅速に参集できる体制の整備を図る。

また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

(3) 24時間体制の整備

県は、災害時の迅速・的確な初動体制を確保するため、平成18年度から、県庁において職員の宿直、日直による当直体制を整備することにより、24時間即応可能な体制を確保する。

(4) 応急活動マニュアル等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(5) 被災地への県職員の派遣体制の整備

被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町村に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

(6) 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 災害対策本部室等の整備

県、市町村及び関係機関は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

(1) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備

(2) 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び地震・浸水等に対する安全の確保

(3) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

電話の余裕回線の確保の他、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

(4) 応急対策用地図

第3 防災中枢機能等の整備

◆実施機関 1 県（防災部防災危機管理課）

(1) 県、市町村、防災関係機関及び災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、LPGガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、県及び市町村は緊急輸送のための拠点整備を行う。

さらに、県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(2) 防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、地震及び津波災害に伴う耐震化、耐浪化及び停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

◆実施機関 2 県（総務部管財課、警察本部警務部会計課、議会事務局総務課）

(1) 県の災害対策の中核施設の非常用電源設備については、3日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

第4 広域応援協力体制の整備

◆実施機関 県（各部局）、市町村、消防本部、防災関係機関

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

1 国との協力体制の整備

中国5県、政令指定都市（岡山市、広島市）及び中国地方整備局との「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」や中国地方整備局との「災害時における相互協力に関する基本協定」など相互情報連絡に関する協定を活用し、保有する災害用資機材等に関する情報を共有するなど、県と国出先機関との協力体制の整備を推進する。

2 他都道府県等との相互協力体制の整備

県は、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するとともに、可能な限りその運用計画の具体化に努める。

3 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

市町村は平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

4 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備

- (1) 県、市町村と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。
- (2) 県、市町村は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- (3) 県、市町村は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- (4) 県及び市町村は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

5 防災関係機関の連携体制の整備

津波災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市町村及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

6 応援計画及び受援計画の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

- (1) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (2) 市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておく。
- (3) 市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (4) 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

7 災害時のヘリコプター利用の協議

県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

第5 公的機関等の業務継続性の確保

◆実施機関 県（総務部人事課、防災部防災危機管理課、地域振興部情報政策課）、市町村

- (1) 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などをを行う。
- (2) 特に、県、市町村及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第6 複合災害体制の整備

◆実施機関 県（各部局）、市町村、防災関係機関

- (1) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。
- (2) 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第7 罹災証明書の発行体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）、市町村

- (1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第8 防災施設、装備等の整備

1 広域防災拠点の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）

県東部消防学校隣接地（松江市）に、広域防災拠点を消防学校と一体として整備し、次の機能を担わせる。また、県西部（浜田市）に、備蓄機能のみ有する備蓄倉庫を整備する。

(1) 災害時広域航空応援のベースキャンプ機能

大規模災害時は、航空機を用いた広域航空応援が不可欠となるが、県東部広域防災拠点は災害支援活動の中央基地となるため、防災航空隊員等災害対策要員のベースキャンプ機能を設ける。

(2) 緊急物資、資機材の集積配給基地機能

災害により生活に必要な物資の被害や、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合でも、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料、

生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施するため、緊急物資・資機材の集積配給基地機能を設ける。

2 災害用臨時ヘリポートの整備

市町村は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

(1) 臨時ヘリポートの選定及び報告

◆実施機関 県（防災部消防総務課）、市町村

市町村は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

また、市町村は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市町村地域防災計画に定めるとともに、県に報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

(2) 臨時ヘリポートの管理

◆実施機関 市町村

市町村は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

3 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、隨時点検を行い、保管に万全を期する。

県、市町村（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するに当たっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

第9 孤立地区対策

1 通信手段の確保

◆実施機関 市町村

(1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、市町村、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 災害の発生を前提とした通信設備の運用

市町村及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

2 物資供給、救助体制の確立

◆実施機関 県、市町村

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や市町村、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3 孤立に強い地区づくり

◆実施機関 市町村

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性がある地区は、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。この際、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、当該施設の耐震化の推進や少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

第4節 避難予防対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

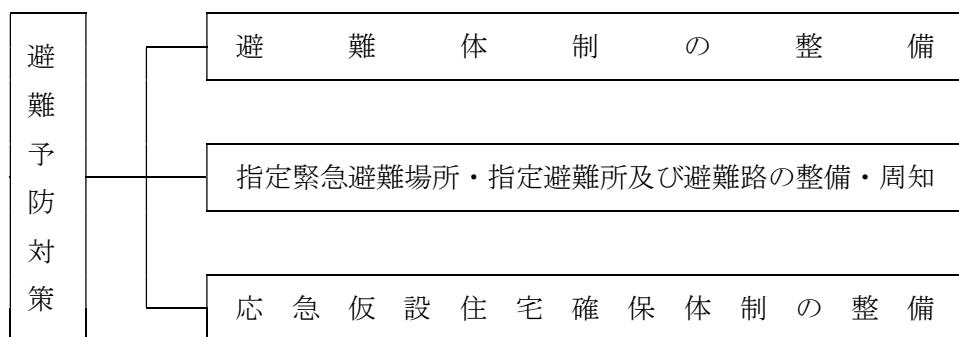
災害時には、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。県、市町村及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達できるように平常時から体制を整備しておく必要がある。

また、市町村は、躊躇なく避難勧告を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

さらに、県及び市町村は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守るため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）の整備その他避難対策の強化などの取り組みを進める。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置の周知徹底

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び役割の違いの周知徹底

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について、指定を終えていない市町村は、速やかに指定を終えるよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。

(3) 住民、行政及び防災関係機関の連携

市町村は、避難計画の策定に当たって、住民、行政及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路は、日頃から標識等により

分かりやすく標示し、防災訓練の実施、防災マップの配布やインターネットなど複数の手段を用い、住民に周知徹底を図るための措置を講ずる。

(4) 駅、ショッピングセンター等の都市施設の避難予防対策の推進

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の者が出入りする都市施設について、災害時の混乱を防止し、的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(5) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

(6) 避難受入れ及び情報提供活動

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 大規模広域災害への備え

大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県は被災者の運送を円滑に行うため運送事業者等と協定を締結するとともに、県及び市町村は他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 避難体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 市町村の避難計画

◆実施機関 市町村

津波による危険が予想される市町村は、次の事項のほか具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図り、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難所の運営に当たっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定めた避難勧告等の発令基準及び伝達方法

イ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難先への経路及び誘導方法

エ 津波情報の収集・伝達方法

オ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給水措置

（イ）給食措置

（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、生活必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

(カ) 要配慮者の救護

カ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難所の秩序保持

(イ) 受け入れた避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 受け入れた避難者に対する各種相談業務

(オ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保

(カ) 運営責任者の事前選任

(キ) 役割分担の明確化

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

(ア) 指定避難所

(イ) 給水施設

(ウ) 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(ア) 平常時における広報

・掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

・住民に対する巡回指導

・防災訓練等

(イ) 災害時における広報

・広報車による周知

・避難誘導員による現地広報

・住民組織を通じての広報

ケ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（本章第8節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照）

(ア) 避難行動要支援者等への情報伝達方法

(イ) 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

(ウ) 避難行動要支援者の支援における市町村、避難支援等関係者の役割分担

コ 住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画

サ 避難訓練の内容等

(2) 防災上重要な施設の避難計画

◆実施機関 各施設管理者

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市町村の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意し避難計画を作成し、避難の万全を期する。市町村は、防災上重要な施設の管理者の避難計画作成必要な指導・援助を行う。

ア 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする都市施設等

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導

方法並びに指示伝達の方法等に留意するとともに、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(3) 学校等の防災計画等

◆実施機関 県（総務部総務課、健康福祉部青少年家庭課、教育庁）、市町村

県及び市町村は、災害後所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導を行うとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等の安全な避難を支援できるように努める。

学校等は、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

県及び市町村は、津波浸水想定区域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

津波災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した津波発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、津波発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。沿岸部にある学校は、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(イ) 防災組織

学校等は、様々な場面を想定した教職員の参集体制・津波災害発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等の管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分發揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

① 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

② 安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

イ 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面

での教職員の役割分担を明らかにしておく。

ウ 小学校就学前の児童・乳幼児等の避難誘導

市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ その他

私立学校は、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

2 避難誘導体制の整備

◆実施機関 市町村

(1) 避難計画の習熟と訓練

市町村は、避難計画及び本編第2章第3節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

また、市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努める。

(2) 避難勧告等の実施要領の明確化

ア 市町村長による避難勧告等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、市町村地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し津波警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

イ 市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準を設定する。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁との連携に努める。県及び国は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

ウ 市町村は、大津波警報、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者等に配慮する。

エ 市町村は、強い揺れを伴わない地震のときは、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せる事のないよう、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、避難勧告等の発令のための伝達体制を整える。

(3) 避難者の誘導体制の整備

市町村は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、津波による浸水、火災、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようとする。

ウ 状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援に従事する者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避

難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
オ 県及び市町村は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

市町村は、沿岸部において住民が強い地震に遭遇したとき、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努める。

(5) 避難勧告等の伝達体制の整備

避難勧告等の伝達は、本章第2節「情報伝達体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように伝達系統や伝達体制を整備しておく。

また、避難支援等関係者等が大津波警報、津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の防災活動に従事する者への退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

- ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。
- イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。
- カ コミュニティFMを利用して伝達する。
- キ 登録制メールにより伝達する。
- ク 携帯電話各社による緊急速報メールサービスにより伝達する。
- ケ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）により伝達する。
- コ レアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

市町村長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難勧告等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、災害時に孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築

市町村は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

ア 避難勧告等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難勧告等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 避難行動要支援者避難誘導体制の構築

市町村長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、市町村地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難先までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、市町村

市町村等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に指定緊急避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の指定緊急避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

市町村は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア 指定緊急避難場所の指定

市町村長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

（ア）指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設とする。

（ウ）周辺に災害が発生した場合、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

（エ）都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

（オ）指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

イ 住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定の取り消しした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 避難先の整備

市町村は、避難先の整備に当たり、これらを津波からの指定緊急避難場所として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状

況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

エ 被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する際の留意点

市町村は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

市町村長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることができると想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されている。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(カ) 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(キ) 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、市町村は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

(ア) 市町村は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(イ) 市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

市町村は、避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般的の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮する

とともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

2 避難先区分けの実施

◆実施機関 市町村

市町村は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- (1) 避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 避難先の区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、避難先の受入れ可能な人数に余裕をもたせておく。

3 避難路の選定と確保

◆実施機関 県（警察本部交通規制課）、市町村

市町村職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(1) 避難路の選定と確保

市町村は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性を十分配慮する。

- ア 避難路は、おおむね8m以上の幅員を有するもの。
- イ 避難路は、相互に交差しないもの。
- ウ 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- エ 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。
- オ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- カ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察署長は避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止め等必要な交通規制を実施する。

4 避難先の住民への周知

◆実施機関 市町村

- (1) 市町村は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

- ア 市町村の広報紙等
- イ 案内板等の設置

- (ア) 誘導標識
 - (イ) 避難先案内図
 - (ウ) 避難先表示版
- ウ 防災訓練
- エ 防災啓発パンフレットの作成、配布
- オ 防災マップ等の作成、配布

- (2) 市町村は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。
- (3) 津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- (4) 専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

5 避難誘導標識の整備及び住民への周知

◆実施機関 市町村

市町村は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

6 社会福祉施設等における対策

◆実施機関 県（健康福祉部）

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

第4 応急仮設住宅の確保体制の整備

◆実施機関 県（総務部営繕課、防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）、市町村

県及び市町村は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第5節 救急・救助、医療体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害発生時において、県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、医療体制の整備における具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T 実施要領」による。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 市町村は、要配慮者に対する人命の安全確保を念頭に置き、救急・救助体制の整備、充実を図る。また、県及び市町村は、医療機関等と連携した救急・救助体制を整備する。
また、津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に主として防災上の配慮を有する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救急・救助活動に努める。
- (2) 情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。
- (3) 災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市町村、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備を図る必要がある。
- (4) 大規模災害が発生した場合、県内の医療チームや後方医療機関だけでは対応することが困難な状況に陥ることが考えられることから、隣接県をはじめとした他の自治体等との連携など災害時の広域的な連携体制の整備が必要である。

第2 救急・救助体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、障がい福祉課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

(1) 市町村、消防本部の救急・救助体制の整備

- ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- イ 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
- ウ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- エ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 警察の救急・救助体制の整備

- ア 警察本部及び各警察署警備部隊の編成計画の整備に努める。
- イ 警察用航空機、車両及び舟艇等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。
- ウ 市町村や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(4) 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から市町村や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

(5) 海上保安本部の救急・救助体制の整備

海上保安本部は、市町村や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

2 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

津波災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動が必要になる。このため、住民、自主防災組織等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。市町村は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市町村及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

県は、市町村及び消防機関が行うこれらの活動等を支援する。

4 災害救援ボランティア組織との連携

市町村や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や市町村が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

5 救急・救助活動従事者の安全確保

消防職・団員、水防団員、警察官、市町村職員など救急・救助活動に従事する者の危険を回避するため、津波到達時間内での救急・救助活動に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、要配慮者等の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、前述の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る救急・救助活動体制の整備を図る。

なお、訓練を実施することにより、救急・救助活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

第3 情報収集管理体制の整備

- ◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、障がい福祉課、保健所）、市町村、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

第4 医療救護体制の整備

- ◆実施機関 県（健康福祉部医療政策課、障がい福祉課、薬事衛生課、保健所）、市町村、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

また、県内体制で対応できない災害に備え、国及び他の都道府県等の広域的な連携も想定した体制整備を図る。

さらに、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。

第5 防災訓練

- ◆実施機関 県、市町村、医療関係機関、防災関係機関

災害発生時において、県、市町村医療関係機関及び防災関係機関等は、地域防災計画及びそれに基づき各機関が作成するマニュアルの定めるところにより医療救護活動を実施することとなるが、これらの医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第6節 交通確保、輸送体制の整備

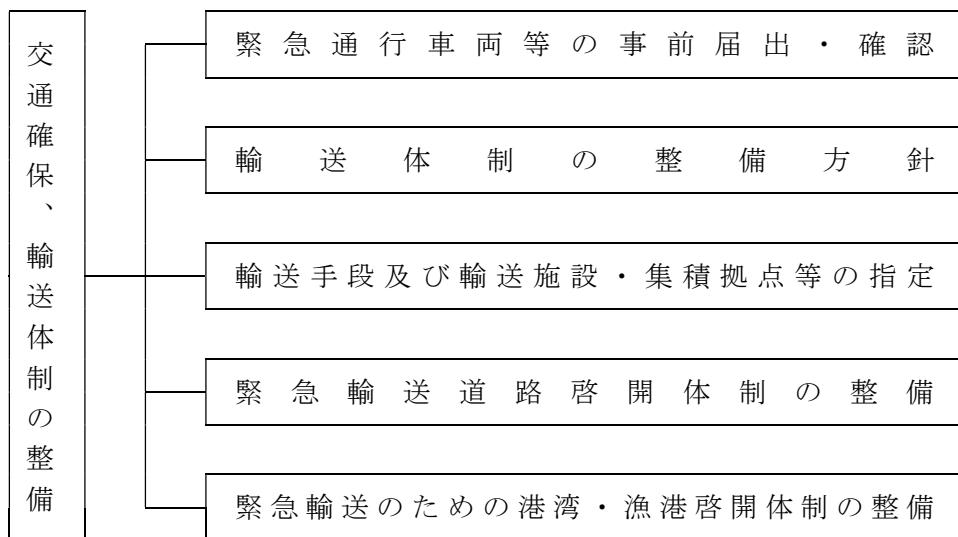
第1 基本的な考え方

1 趣旨

津波災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、舟艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

2 対策の体系



第2 緊急通行車両等の事前届出・確認

◆実施機関 県（公安委員会、防災部防災危機管理課）

1 緊急通行車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

2 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当する。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

3 届出済証の交付と確認

(1) 審査

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。届出済証は、附属資料の様式を参照。

(2) 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両は、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第3の「標章」及び様式第4の「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」を交付する。

「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」は、第2編第2章第13節「交通確保、規制」参照。

(3) 手続き

県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用は、県防災危機管理課と所要の調整を図つておく。

第3 輸送体制の整備方針

◆実施機関 県（地域振興部交通対策課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市町村をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

(1) 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。

(2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

(3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点の運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図る。

(4) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第4 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

◆実施機関 県（地域振興部交通対策課、農林水産部水産課、漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア 自動車による輸送

(ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等

(イ) 公共団体等の車両等

(ウ) 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等

- (エ) その他の民間の車両等
- (オ) 石油燃料の輸送車両等
- イ 鉄道による輸送
- ウ 船舶等による輸送（島根県地域防災計画（資料編）「輸送」参照）
 - (ア) 県有船舶等
 - (イ) 漁船等
 - (ウ) 民間船舶等
- (エ) 海上保安庁の巡視船艇
- (オ) 自衛隊所属の船舶等
- (カ) 航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関は、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）は、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、県、市町村及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、輸送施設及び輸送拠点の災害時の安全性に配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 緊急輸送道路の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改定）参照。）

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改定）参照。）

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。なお、県、市町村及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点は、災害時の安全性に配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 救援物資等の備蓄・集積拠点

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改定）参照。）

イ トラックターミナル等の指定

ウ 卸売市場等の指定

(3) 集積拠点の運営

県では、集積拠点において、物資の集荷・仕分け・管理・配送等民間事業者のノウハウを活用して、物流の円滑化を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送にあわせ、物流専門家等の派遣を要請する。

第5 緊急輸送道路啓開体制の整備

◆実施機関 県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部道路維持課、警察本部交通規制課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社

1 啓開道路の選定基準の設定

津波災害時において、道路啓開（道路上の土砂、災害廃棄物等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、津波災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第6 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

◆実施機関 県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、市町村

1 港湾・漁港啓開の作業体制の充実

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から、災害時において、関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立して港湾・漁港及び臨港道路の危険物の除去等啓開作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。また、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

2 港湾・漁港啓開用装備・資機材の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3 関係団体等との協力関係の強化

港湾管理者及び漁港管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な啓開作業が実施できるように、啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

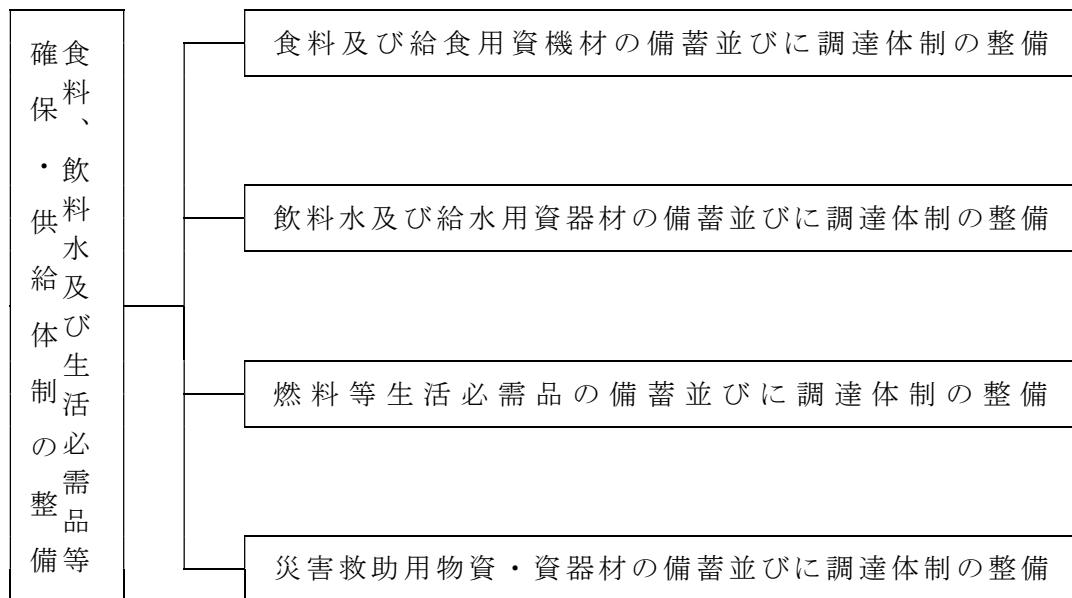
第7節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害時の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 要配慮者、女性の視点への配慮

食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

(2) 集積輸送体制の確立

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

(3) 義援品送付への配慮

県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

避難者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳瓶も併せ確保・調達する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ 食料の調達、給与は市町村長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課）

県は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料を確実かつ迅速に届けられるよう、食料の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

◆実施機関2 市町村

市町村は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 食料及び給食用資機材の備蓄

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等^{*1}（37,200人）及び災害救助従事者（4,200人）のおおむね3日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

この内訳は、県、市町村、県民がそれぞれ1日ずつの備蓄を行うことを目標とする。

※ ここでいう県民の備蓄食料とは、避難時に持出し可能なものという。

項目	短期的避難所生活者等	災害救助従事者
給与対象者（人）	37,200人 ^{*1}	4,200人
給与食数 (3日9食)	334,800食 (食料需要量 ^{*2} ×3日分)	37,800食

(注)

* 1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数（31,000人）に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう

* 2 食料需要量（1日分）＝短期的避難所生活者等（37,200人）×3食

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課）

県は、(2)の食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等（37,200人）及び災害救助従事者（4,200人）を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

◆実施機関2 市町村

市町村は、1(2)の食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

◆実施機関3 民間事業所

民間事業所は、県及び市町村からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

3 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課、農林水産部農産園芸課）

県は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに市町村、近隣県、国（農林水産省）との協定の締結等に努め、その協力を得て食料等の調達を行う。

◆実施機関2 市町村

市町村は食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料等の調達を行う。

4 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、農林水産部農産園芸課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法についてトラック協会や輸送業者と協定の締結に努める。

◆実施機関2 市町村

市町村は食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

5 食料及び給食用資機材の集積地の指定

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課）

県は、災害発生後の調達食料及び給食用資機材の広域集積地をあらかじめ指定しておく。

◆実施機関2 市町村

市町村は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資器材を確保する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課）

県は被害想定に基づき、市町村の対策を補完する立場から、県の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら飲料水等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に飲料水等を確実かつ迅速に届けられるよう、飲料水等の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

◆実施機関2 市町村

市町村は、被害想定に基づき、市町村の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づく最大断水人口（約4万6千人）のおおむね3日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、飲料水（保存水）及び給水用資器材（給水タンク、組立式貯水槽、ろ水器）の備蓄並びに調達計画に基づき、これらの円滑な確保・調達体制を整備する。

◆実施機関2 市町村

市町村は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 燃料等生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 品目

（ア）寝具（イ）外衣（ウ）はだ着（エ）身回り品（オ）炊事用具（カ）食器（キ）日用品（懷中電灯、乾電池、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）（ク）燃料、光熱材料（ケ）携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ（コ）情報機器（サ）要配慮者向け用品（シ）女性用衛生用品（ス）紙おむつ（セ）マスク（ソ）作業着（タ）小型エンジン発電機（チ）卓上カセットコンロ、カートリッジボンベ（ツ）土のう袋（テ）ブルーシート

ウ 民間事業等への協力の要請

県及び市町村は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

◆実施機関 1 県（防災部防災危機管理課）

県は、被害想定に基づき各市町村が策定した燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画を受け、市町村の計画を補完する立場から、県の必要備蓄品目、数量、並びに災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら燃料等生活必需品の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に燃料等生活必需品を確実かつ迅速に届けられるよう、燃料等生活必需品の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

◆実施機関 2 市町村

市町村は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 燃料等生活必需品の備蓄

《備蓄目標数量》

県及び市町村は、被害想定に基づく短期避難所生活者（約3万1千人）のおおむね3日分に相当する量を目標に燃料等生活必需品の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて各市町村が決める。

◆実施機関 1 県（防災部防災危機管理課）

県は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、市町村を補完する立場から避難者のための燃料等生活必需品の備蓄に努める。

◆実施機関2 市町村

市町村は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための燃料等生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

3 燃料等生活必需品の調達体制の整備

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課、商工労働部商工政策課）

県は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、協定の締結に努める。

◆実施機関2 市町村

市町村は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

4 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、商工労働部商工政策課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、県が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の市町村集積地までの輸送に関して、業者と協定の締結に努め、輸送体制を整備しておく。また、これらの輸送力が不足した場合、自衛隊へ要請することにより輸送力を確保できるよう事前に協議しておく。

◆実施機関2 市町村

市町村は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市町村が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

◆実施期間 防災関係機関

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

1 基本事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市町村が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先において一時的に受入れ・保護した短期避難所生活者とする。

イ 品目

- (ア) ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋
- (イ) バール、ジャッキ、のこぎり

- (ウ) 発電器、投光器
- (エ) ハンドマイク
- (オ) 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- (カ) テント、防水シート
- (キ) 懐中電灯、ヘッドライト、乾電池
- (ク) 仮設トイレ（簡易トイレ）
- (ケ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (コ) 間仕切り、女性用更衣テントなどの避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

(2) 防災用資機材等の備蓄計画の策定

◆実施機関 1 県（防災部防災危機管理課）

県は、被害想定に基づき、市町村を補完する立場から、県の必要備蓄品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

◆実施機関 2 市町村

市町村は、被害想定及び避難先の受入人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

《備蓄目標数量》

県及び市町村は、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、罹災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。災害直後の救助活動の緊急性を考慮し、基本的に市町村を中心として備蓄を推進する。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて各市町村が決める。

◆実施機関 1 県（防災部防災危機管理課）

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。

◆実施機関 2 市町村

市町村は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

3 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

◆実施機関 1 県（防災部防災危機管理課）

県は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

◆実施機関 2 市町村

市町村は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

4 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

- ◆実施機関1 県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、広域防災拠点における備蓄物資等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課等と十分協議しておく他、これらの物資等を必要とする地方機関や市町村の集積地までの輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

- ◆実施機関2 市町村

市町村は、災害救助用物資・資機材等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておく他、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

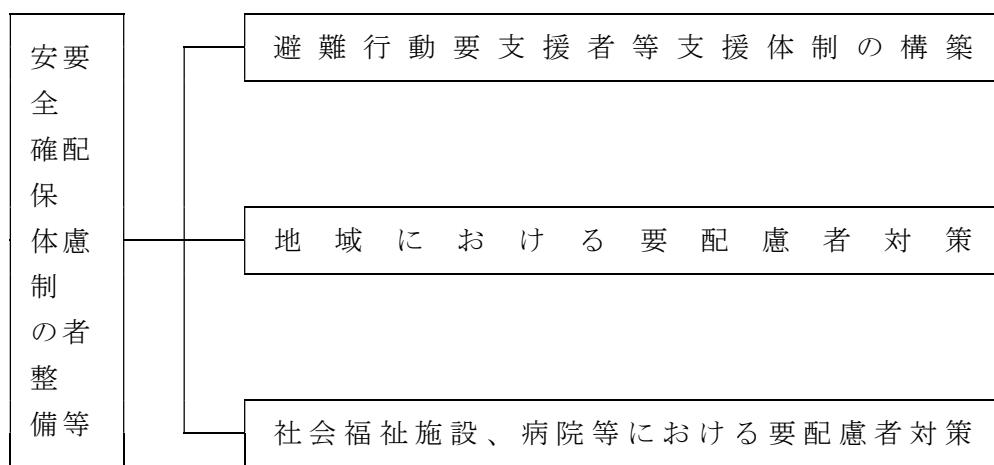
第8節 要配慮者等安全確保体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、本県の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

要配慮者の防災対策の実施に当たっては、次の事項に留意し対策を進めていく。

(1) 発災時間と対策との対応

津波災害発生の季節、時間等については、冬期、夏期、夜間など条件の悪い時期を想定する。また、平日でも住民の少ない時間帯において災害が発生したときの要配慮者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

(2) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす大規模災害には、行政とともに、近隣住民、自主防災組織など地域の住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

(3) 外国人に対する配慮

国際化の進展に伴い、本県に居住あるいは来訪する外国人の数は増加してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性は高まってきており、言葉や文化の違いを考慮し、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等を実施していくことが必要である。

(4) 避難後の要配慮者への配慮

県及び市町村は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課、健康福祉部健康福祉総務課、地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課）、市町村、防災関係機関

1 避難行動要支援者等に配慮した避難計画の策定

市町村は、避難計画（本編第2章第3節「避難活動」参照。）の策定に当たっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 要配慮者及び避難行動要支援者への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達方法
- (2) 要配慮者及び避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (3) 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、市町村の役割分担

2 避難行動要支援者名簿の作成

- (1) 市町村長は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (4) 避難行動要支援者名簿の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項等は、市町村地域防災計画に定める。なお、その他必要な事項は、避難行動要支援者の避難支援のための計画等に定める。
ア 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して決定し、その機関名等を定める。その際、地域の実状を踏まえ、避難支援者を決めるとともに、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者の避難能力の有無、要件の設定については、主として次のような点が想定されるが、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするために、避難支援等関係者の判断や、形式要件から漏れた者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることができる仕組みなど、きめ細かい要件を定める。

- (ア) 警戒や避難勧告等の災害関係情報の取得能力
- (イ) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (ウ) 避難行動をとる上で必要な身体能力
- (エ) 要介護状態区分

(オ) 障がい支援区分

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市町村の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について、定める。

エ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿を更新する期間、仕組み等名簿情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市町村が講ずる措置を定める。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する

(イ) 市町村内の一地区の自主防災組織に対して、市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する

(ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する

(エ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する

(オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する

(カ) 避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する

(キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる

(ク) 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。

a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする

b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する

c 要配慮者にあった必要な情報を選んで伝達すること など

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達

要配慮者の聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況に応じた具体的な伝達手段を定める。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

3 避難行動要支援者の避難支援

(1) 市町村は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別計画等の作成に努める。

(2) 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 県の避難行動要支援者支援体制

県は、市町村による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供等に努める。また、大規模災害においても避難行動要支援者の避難等を広域的に支援するため、関係機関、団体等との協力体制を整備する。

第3 地域における要配慮者対策

- ◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課）、市町村、防災関係機関

1 防災設備、物資、資機材等の整備

市町村は、津波災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの個人備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進する一方、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

2 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市町村は、要配慮者が津波災害時に円滑な避難を行うことにより被害ができるだけ被らないよう、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、災害時要援護者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市町村は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することができる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

3 防災基盤の整備

県及び市町村は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・受入れできる環境を整備するとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）制度の周知を図る。

4 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所・指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進する。

この他、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第4 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

- ◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課）、市町村、社会福祉施設・病院等の施設管理者、防災関係機関

1 防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制、病院等から避難した患者・入所者の転院・受入れ方策等に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、津波災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、津波災害時において適切な行動がとれるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

5 防災基盤の整備

県及び市町村は、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第9節 防疫・保健衛生、廃棄物処理体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

また、津波災害時には、建物の倒壊、浸水等により、大量の廃棄物が発生するおそれがあるとともに、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

2 対策の体系



3 留意点

津波災害時において、廃棄物等は、時間経過とともに、主な生活上の制約（障害）となるため、災害廃棄物等の効果的な処理体制の整備を図る。

第2 防疫・保健衛生体制の整備

◆実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

県（保健所）及び市町村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

1 県の検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は、各保健所1班とし、1班の編成は医師1名、保健師又は看護師1名、臨床検査技師1名、事務連絡員1名の4名を基準とする。

2 市町村の防疫班の編成

市町村は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

第3 動物愛護管理体制の整備

◆実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第4 廃棄物処理体制の整備

◆実施機関 市町村、廃棄物処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

1 維持管理対策

市町村等は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

2 災害廃棄物の仮置場の選定

災害時における災害廃棄物等の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 環境衛生に支障がないこと。
- (2) 搬入に便利なこと。
- (3) 分別等適正処理の対応ができること。

3 広域処理体制の確立

津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化に努める。

市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第5 し尿処理体制の整備

◆実施機関 市町村、し尿処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

1 災害用仮設トイレの整備

県及び市町村等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業者・団体を把握し、災害時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておくことが必要である。

2 し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第10節 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

第1 基本的な考え方

1 趣旨

津波災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、県民をはじめ各防災関係機関等が、津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、広域にわたり甚大な被害をもたらす津波災害による被害を軽減するためには、県民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、県、市町村は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 本県においては、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震において津波による負傷者や家屋の浸水が生じたが、県民の津波災害に対する認識は高くないため、より一層の防災教育を推進する。
- (2) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

第2 消防団、水防団等及び自主防災組織の育成強化

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部河川課）、市町村

1 消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

2 水防団、水防協力団体の育成強化

県及び市町村は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

3 自主防災組織の育成強化

(1) 津波災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが自主避難等を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できることから、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

(2) 住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市町村、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、市町村、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

4 防災活動及び避難誘導等における安全確保

(1) 市町村は、消防団員、水防団員等及び自主防災組織等防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導等に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民に周知する。また、訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

(2) 県及び市町村は、津波災害時の安全確保のため、津波警報等の情報を確実に伝達するための情報伝達体制の整備・確立、津波災害に対する知識と安全管理を高めるための教育訓練の機会の提供などの対策を、国や関係機関と連携して取り組む。

5 住民による地区の防災活動の推進

◆実施機関1 住民

市町村内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

◆実施機関2 市町村

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 県民に対する防災教育

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、教育庁社会教育課）、市町村、防災関係機関

県、市町村及び防災関係機関は、県民に対し、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止策、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び津波発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

1 普及の方法

(1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及・啓発

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の津波防災活動に寄与する意識を高める。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 広報媒体による普及

県及び市町村は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ、CATV、県ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ 新聞、雑誌
- ウ 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ 防災ビデオ
- オ 講演会・映画上映会等の開催
- カ 防災マップ

2 一般県民に対する周知内容

(1) 県内の防災対策

(2) 津波災害に関する一般的知識

- ア 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- イ 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩を原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

- エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- オ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市町村は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めること
- カ 県及び市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など啓発活動を住民等に対して行う。
- キ 県及び市町村は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図ること

(3) 津波災害に対する平素の心得

- ア 周辺地域における津波災害の危険性の把握
- イ 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ウ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- エ 避難の方法（避難路、避難先の確認）
- オ 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄
(最低3日(推奨1週間)分)
- カ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- キ 自主防災組織の結成
- ク 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- ケ ボランティア活動への参加
- コ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- サ ライフライン途絶時の対策
- シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(4) 津波災害発生時の心得

- ア 災害発生直後に取るべき行動
- (ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。
- (イ) 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは急いで高台等の安全な場所に避難する。また、津波注意報が発表されたときは直ちに海から離れる。
- (ウ) 津波は繰り返しあてくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで海浜に近づかない。
- イ 救助活動
- ウ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- エ 避難実施時に必要な措置
- オ 警報等発表時や避難勧告・指示等の発令時に取るべき行動、避難先での行動
- カ 自主防災組織の活動
- キ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- ク 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- サ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知

識等

3 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに港外に退避する。
- エ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返しあてくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで退避等を継続する。

4 港の利用者等に対する内容

港の管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

第4 学校教育における防災教育

◆実施機関 県（教育庁）、市町村

1 趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようとする。
- (2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようとする。
- (3) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、津波災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようとする。
- (4) 教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全国的に行われる必要がある。

2 各教科及び学校行事としての防災教育

関連教科において、自然災害の発生メカニズムなど、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようする防災学習を行う。

学級活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようする防災指導を行う。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど適切に行う。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

3 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第5 防災訓練

◆実施機関 県、市町村、防災関係機関

1 趣旨

津波災害時には、県、市町村及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に關係する多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

2 津波防災訓練

県、市町村及び関係機関は、津波災害時に迅速・確実な情報伝達、住民避難等を実施するため、実践的な津波防災訓練を実施し、津波防災体制の強化に努める。

3 訓練に当たっての留意事項

(1) 県、市町村及び各防災関係機関等は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- (2) 救出・救護等において要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。そのため、第1編第4章「地震被害想定」に示した地震・津波災害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震・津波災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。